（様式４）

会社概要等調書

（令和3年　　月　　日現在）

１．会社概要

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 |  |
| 設立年月日 |  |
| 資本金 |  |
| 自己資本比率 | ※自己資本比率は、小数点第2位まで記入 |
| 前年売上高 |  |
| 従業員数 |  |
| 旅客自動車運送事業許可取得状況 |  |
| 損害賠償能力 | ※証明となる書類（証書写し等）を添付すること |
| 事業内容 |  |
| 運転者数 | （第2種免許保有者数）  普通2種：　　　人  　中型2種：　　　人  　大型2種：　　　人 |
| 以下に該当する者ではないこと  1. 日々雇い入れられる者  2. ２ヶ月以内の期間を定めて使用される者  3. 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）  4. 14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者 |

|  |  |
| --- | --- |
| 保有車両の  種類と台数 | ※国土交通省の定める車種区分別に台数を記載  大型車：　　　　　台、　中型車：　　　　台、　小型車：　　　　台  （本業務の代替車両として登録できる車両の保有状況※1）  乗車定員９～１０人車両：　　　　台　　乗車定員５人車両：　　　　台 |
| オペレーター配置予定人数  及び配置設備  （予備設備があ  ればそれも記載） |  |
| １年以上の使用  権原を有する  営業所の位置図  （事業を受託した際、主として使用する営業所） |  |
| 配置する事業用自動車にかかる運行管理及び利用者への営業上の対応を行なう事務所であって、次の各事項に適合するものであること  (イ)応募者が、土地、建物について１年以上の使用権原※2を有するものであること  (ロ)建築基準法※3、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること  (ハ)運行を遂行するに足る規模のものであり、適切な運行管理が図られる位置にあること |

※1：一般乗合旅客自動車運送事業における区域運行で使用できる車両（設備含む）とし、通常運行車両が緊急的に使用できなくなった場合に代替できる車両を言います（その場合、国土交通省への運行申請時に予備車両として届け出る必要があります）

※2：１年以上の使用権原とは

1. 使用権原とは、所有権または有効な賃貸借契約による賃借権等のことを言います。

2. １年以上とは過去１年ではなく、これから１年以上確実に使用できることを言います。賃貸借契約では、期間満了時自動更新の条項があれば良い

※3：建築基準法等に觝触しないとは

1. 建築基準法上の建築確認を受けているなど、土地と定着性が有り違法建築でないことが求められます。確認書面の提示は求められませんが、現地確認があるため、休憩施設等を簡易設置のコンテナハウス等とした場合、許可されません。

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車車庫  位置図及び  見取図  （事業を受託した際、主として使用する自動車車庫） | ※営業所に併設していない場合は、離行書からの直線距離を明示すること |
| (イ)原則として、営業所に併設するものであること。但し、併設できない場合は、営業所から直線で２kmの範囲内にあって運行管理を始めとする管理が十分可能であること  (ロ)車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てに加え、運行車両を収容できるものであること  (ハ)他の用途に使用される部分と明確に区画されていること  (二)応募者が、土地、建物について１年以上の使用権原※2を有するものであること  (ホ)建築基準法※3、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること  (ヘ)自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること  (ト)車両の出入に支障のない構造であり、前面道路が車両制限令に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行にかかる使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること |
| 休憩施設  配置図及び  見取図  （事業を受託した際、主として使用する休憩施設） |  |
| (イ)原則として、営業所又は自動車車庫に併設されているものであること  (ロ)事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること  (ハ)応募者が、土地、建物について３年以上の使用権原を有するものであること  (二)建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること |

２．法令遵守の状況確認

応募者または応募者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員等が、次の１から８のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないか確認（問題がない項目にチェック）

|  |  |
| --- | --- |
|  | １．道路運送法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により応募日前３ヶ月間及び応募日以降に５０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む）ではないこと。 |
|  | ２．道路運送法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により応募日前６ヶ月間及び応募日以降に５０日車を超え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む）ではないこと。 |
|  | ３．道路運送法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により応募日前１年間及び応募日以降に１９０日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む）ではないこと。 |
|  | ４．道路運送法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、応募日前に当該命令された事項が改善されていること |
|  | ５．応募日前１年間及び応募日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。 |
|  | ６．応募日前１年間及び応募日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。 |
|  | ７．旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則、高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律施行規則、及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。 |
|  | ８．自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により応募日前２年間及び応募日以降に営業の停止命令、認定の取消しまたは営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む）ではないこと。 |

（上記チェック項目で、1個以上該当しない項目がある場合、以下を回答）

|  |  |
| --- | --- |
|  | ９．本プロポーザル応募時点では、上記中に該当しない項目があるが、試験運行開始までには問題が解決され、上記項目すべてに該当する見込みがある |

３．国土交通省による行政処分状況（過去10年以内）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 自動車運送事業名  （乗合バス、貸切バス等） | 処分年月日 | 行政処分の種類 | 違反点数 |
|  |  |  |  |  |

４．重大事故の発生状況（過去10年以内）

※自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令）第２条に規定する事故

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 自動車運送事業名  （乗合バス、貸切バス等） | 発生年月日 | 事故内容 |
|  |  |  |  |